

国士舘大学教育後援会 弔慰見舞金等規程

(趣旨)

第1条 この規程は、国士舘大学教育後援会が支援する大学生の死亡に対する弔慰金等及び災害見舞金（以下、弔慰等という。）について定める。

(弔慰等の種類)

第2条 弔慰等の種類は次のとおりとする。

- (1) 弔慰金
- (2) 供花（名義は、国士舘大学教育後援会とする。）
- (3) 弔電
- (4) 災害見舞金

(弔慰等の基準)

第3条 弔慰等の基準は、別表のとおりとする。

(届出)

第4条 弔慰等を受けようとする父母会員は、根拠となる書類を付して届け出なければならない。

(特例事項)

第5条 その他会長が特に必要があると認めた場合は、この規程にかかわらず弔慰金等の額の増減、または他の方法により弔意等を表すことができる。

附 則

- 1 この規程は、令和6年2月17日から施行する。

(別表)

弔慰見舞金等基準

区 分	種 類	適 用	金 額 等	備 考
弔 事	弔慰金	香 典	3万円	
	供 花	1 基	生 花	弔慰金との併用可
	弔 電	お悔やみ	一般	適宜
罹 災	災害見舞金	全壊または全焼	10万円	
		半壊または半焼	5万円	

